

大阪市淀川区役所と太陽工業株式会社との包括連携に関する協定書

大阪市淀川区役所（以下、「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下、「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に適切に対応し、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域の活性化に関すること
- （2）市民活動の推進に関すること
- （3）市民生活の安全・安心に関すること
- （4）その他目的達成のため必要な事項に関すること

2 前項に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。

また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定で知り得た情報又は個人のプライバシーに関する事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月4日

甲：大阪市淀川区十三東2丁目3番3号
大阪市淀川区長

乙：大阪市淀川区木川東4丁目8番4号
太陽工業株式会社
代表取締役社長